

「早良地域交流センター（仮称）整備事業」入札説明書等 修正箇所対照表

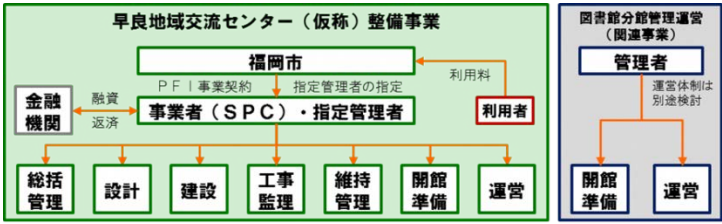
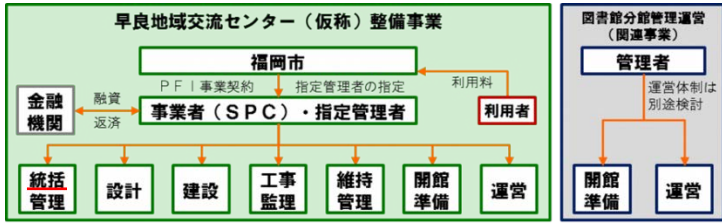
2018年6月7日

2018年4月26日に公表した入札説明書等を以下のとおり修正しました。

■入札説明書

該当箇所	修正前	修正後						
◆用語の定義 参加資格確認基準日	入札参加資格審査書類の <u>受付締切日</u> をいう。	入札参加資格審査書類の <u>確認基準日</u> をいう。						
〔10 ページ〕 第3, 2	表中 <table border="1" data-bbox="524 571 1265 624"> <tr> <td>7月19日</td> <td>入札参加資格確認結果の通知</td> </tr> </table>	7月19日	入札参加資格確認結果の通知	表中<追加> <table border="1" data-bbox="1292 523 2038 624"> <tr> <td>7月19日</td> <td>参加資格確認基準日</td> </tr> <tr> <td>7月19日～</td> <td>入札参加資格確認結果の通知</td> </tr> </table>	7月19日	参加資格確認基準日	7月19日～	入札参加資格確認結果の通知
7月19日	入札参加資格確認結果の通知							
7月19日	参加資格確認基準日							
7月19日～	入札参加資格確認結果の通知							
〔12 ページ〕 第4, 1, (3), ①	①参加申込受付期間 2018年4月26日（木）午前9時から6月1日（ <u>木</u> ）午後5時まで	①参加申込受付期間 2018年4月26日（木）午前9時から6月1日（ <u>金</u> ）午後5時まで						
〔14 ページ〕 第4, 1, (7)	(7) 入札参加資格審査結果の通知 <u>入札参加資格審査の結果を2018年7月19日（木）までに代表企業に対して通知する。</u> なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答する。	(7) 入札参加資格審査結果の通知 <u>市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、参加資格確認基準日までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。</u> <u>資格確認の結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。</u> なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答する。						

■要求水準書

該当箇所	修正前	修正後
<p>[2 ページ] 第 1, 4, (2) 図表 1</p>		
<p>[8 ページ] 第 2, 1, (2), ③</p>	<p><u>四箇田公園</u>及び水路の再整備は、2019 年度末までに市が行う。</p>	<p><u>市道</u>及び水路の再整備は、2019 年度末までに市が行う。</p>
<p>[42 ページ] 第 5, 2, (2), ①, ウ</p>	<p><u>確認</u>市の竣工確認までに什器備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。</p>	<p>市の竣工確認までに什器備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。</p>
<p>[61 ページ] 第 9, 1, (5)</p>	<p>関係法令上の必要な報告書<u>及</u>を作成し</p>	<p>関係法令上の必要な報告書を作成し</p>
<p>別紙 1 遵守すべき法令等</p>	<p><空白行の削除>内容に変更なし</p>	
<p>別紙 2 市への提出書類</p>	<p>面等の CAD データについては、jwc 又は dxf 形式とし、autocad 使用の際には、dwg 形式も併せて提出すること。</p>	<p><u>図</u>面等の CAD データについては、jwc 又は dxf 形式とし、autocad 使用の際には、dwg 形式も併せて提出すること。</p>

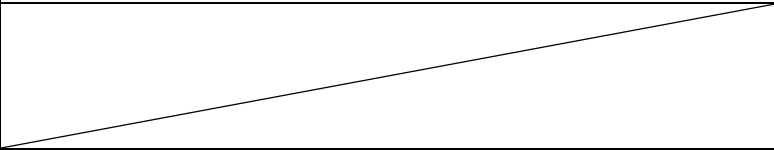
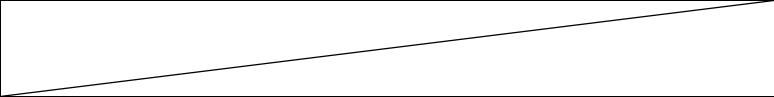
■様式集

該当箇所	修正前	修正後
[11 ページ] 第 4, 2, (2)		提出書類一覧表, 様式 No H-4 周辺施設配置図 (縮尺 1/800) の用紙サイズを A 3 に修正

■事業契約書 (案)

該当箇所	修正前	修正後
[4 ページ] 第 8 条	第 8 条 (協議会) 1～3 <変更なし>	第 8 条 (協議会) 1～3 <変更なし> 4 協議会は、業務要求水準書に規定する部会を設置するほか、協議会において必要と認めるときは、他の部会を置くことができる。部会の構成及び運営に関する規則は協議会において定める。
[9 ページ] 第 22 条	第 22 条 (統括管理責任者) 1 事業者は、要求水準書に従い、設計・建設期間及び開館準備期間、並びに維持管理・運営期間のそれぞれについて、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者を定め、 統括管理業務の開始 6 ヶ月前までに 、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。 2～5 <変更なし> 6 市は、前 5 項に基づき選任・配置又は変更された統括管理責任者、業務責任者又は業務担当者が不相当又は本契約等に定める基準に合致していない等、変更を求める合理的な理由 か おる場合には、30 日以上の猶予期間を設けて、当該統括管理責任者、業務責任者又は業務担当者を変更するよう事業者を求めることができる。	第 22 条 (統括管理責任者) 1 事業者は、要求水準書に従い、設計・建設期間及び開館準備期間、並びに維持管理・運営期間のそれぞれについて、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者を定め、 事業契約の締結後速やかに 、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。 2～5 <変更なし> 6 市は、前 5 項に基づき選任・配置又は変更された統括管理責任者、業務責任者又は業務担当者が不相当又は本契約等に定める基準に合致していない等、変更を求める合理的な理由 が ある場合には、30 日以上の猶予期間を設けて、当該統括管理責任者、業務責任者又は業務担当者を変更するよう事業者を求めることができる。

<p>[15 ページ]</p> <p>第 39 条</p>	<p>第 39 条 (備品等の調達)</p> <p>1 事業者は、本契約等に従い、備品を調達し、本施設に設置する。<u>備品の調達は、要求水準書及び提案書に従い、市に所有権を移転する方法又はリースのいずれかとする。</u>ただし、自由提案施設に備える備品の所有権は事業者が保有し又はリースによる調達のほか、自由提案事業を実施する構成員若しくは協力企業の所有又はリースによる調達もできるものとする。</p>	<p>第 39 条 (備品等の調達)</p> <p>1 事業者は、本契約等に従い、備品を調達し、本施設に設置する。ただし、自由提案施設に備える備品の所有権は事業者が保有し又はリースによる調達のほか、自由提案事業を実施する構成員若しくは協力企業の所有又はリースによる調達もできるものとする。</p>
<p>[27 ページ]</p> <p>第 80 条</p>	<p>第 80 条 (本施設の運営)</p> <p>事業者は、運営・維持管理期間中、本契約等に従って運営業務を行うものとする。なお、運営業務の概要は<u>別紙 5</u>の事業概要のとおりとする。</p>	<p>第 80 条 (本施設の運営)</p> <p>事業者は、運営・維持管理期間中、本契約等に従って運営業務を行うものとする。なお、運営業務の概要は<u>別紙 4</u>の事業概要のとおりとする。</p>
<p>[40 ページ]</p> <p>第 114 条</p>	<p>(2) 本施設の第 50 条第 1 項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価 C 及び D の合計(運営・維持管理初年度の場合は、運営・維持管理 2 年度めの運営・維持管理の対価の合計)の 100 分の 1 <u>こ</u>至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>	<p>(2) 本施設の第 50 条第 1 項に基づく引渡し後に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価 C 及び D の合計(運営・維持管理初年度の場合は、運営・維持管理 2 年度めの運営・維持管理の対価の合計)の 100 分の 1 <u>に</u>至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者がすべて負担する。</p>

<p>[44 ページ] 第 125 条</p>	<p>8 事業者は、本事業の業務が終了後、市に対し、速やかに個人時報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。</p>	<p>8 事業者は、本事業の業務が終了後、市に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。</p>
<p>[69 ページ] 別紙 3, 2, 2-1, ③, ウ</p>		<p><表を追加></p>
<p>[70 ページ]</p>		<p><「別紙 4 事業概要」を追加></p>
<p>[72 ページ] 様式 2 保証書の様式</p>	<p>第 1 条 保証人は、事業契約第 41 条に基づく事業者の福岡市に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。</p>	<p>第 1 条 保証人は、事業契約第 51 条に基づく事業者の福岡市に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。</p>
<p>[77 ページ] 様式 3 保証書の様式 第 20 条 3 項</p>	<p>3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、賃貸物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項（第 238 条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本契約を解除することができる。</p>	<p>3 <u>乙が、第 2 条記載の賃貸借期間開始後においてもなお本物件をその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後第 2 条記載の賃貸借期間内にその用途を廃止したときは、甲は本契約を解除することができる。</u></p> <p>4 甲は、賃貸借期間満了前であっても、賃貸物件を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項（第 238 条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本契約を解除することができる。</p>